



Title	「タンダンヤ-アデレード宣言」 : アイヌ史が先住民史となるための処方箋
Author(s)	坂田, 美奈子; SAKATA, Minako
Citation	アイヌ・先住民研究, 2, 225-236
Issue Date	2022-03-01
DOI	https://doi.org/10.14943/Jais.2.225
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/84533
Type	departmental bulletin paper
File Information	08_2_Sakata.pdf



【資料紹介】

「タンダンヤ-アデレード宣言」： アイヌ史が先住民史となるための処方箋

Tandanya-Adelaide Declaration: Prescriptions for an Ainu History as an Indigenous History

坂田 美奈子*
Minako SAKATA

はじめに

2019年国際公文書館会議（International Council on Archives、以下ICA）の年次大会がアデレード（オーストラリア）で開催された。ICAは「記録の効率的な管理と、世界のアーカイブズ遺産の保存、管理、及び利用を支援することを目的」として1948年に創設された国際的な非政府組織である。アデレード大会ではICA史上初めて、先住民問題サミットが開催され、先住民に関わる記録資料の保存・管理に関わる宣言が採択された。この宣言はサミット会場となった国立アボリジニ文化研究所 Tandanya の名前を付して「タンダンヤ-アデレード宣言」（以下、「タンダンヤ宣言」と名づけられた。起草にあたったのは、サミットに先駆けて設置された「先住民問題に関する専門家グループ（Expert Group on Indigenous Matters、以下EGIM）」である。EGIMはオーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アメリカ、ノルウェーなどの先住民アーキビストらによって構成されている。「タンダンヤ宣言」は一義的には公文書館や博物館など先住民資料の保存機関を対象としたものではあるが¹、今日の先住民史研究が留意すべき多くの観点を含んでいる。筆者はアイヌ研究者として、EGIM及び上記サミットに参加した経緯から、その内容を紹介するとともに、「タンダンヤ宣言」の観点から今日の日本のアイヌ史研究が抱える諸問題を検討したい。

* 北洋大学国際文化学部

1 オーストラリア国立公文書館はこの宣言を承認している（<https://www.naa.gov.au/about-us/our-organisation/accountability-and-reporting/our-way-aboriginal-and-torres-strait-islander-protocols>、最終閲覧日2021年9月19日）。南オーストラリア州立公文書館も対応を開始している（<https://archives.sa.gov.au/general-information/about-us/who-we-are/response-tandanya-adelaide-declaration>、最終閲覧日2021年9月19日）。

1 「タンダンヤ宣言」について²

(1) アーカイブズを脱植民地化する

「タンダンヤ宣言」の紹介に入る前に、アーカイブズ概念について整理したい。アーカイブズ (archives) とは、人間の活動の副産物として生まれた、長期的に保存する価値のある記録、およびそれらを保存する施設を指す³。記録資料は文書の形をとることが多いが、アーカイブズは特定の記録形態を指す概念ではなく、写真、映像、音声資料、物質資料、電子データなども、それが保存すべき価値があり、保存されればアーカイブズとなる。本稿では引用文を除き、資料を指す場合にはアーカイブズ資料、施設を指す場合には公的アーカイブズ、両者を指す場合にはアーカイブズという用語を用いる⁴。

「タンダンヤ宣言」前文には前提となる問題意識が述べられる。要約すると以下のとおりである。帝国主義の拡大を経て植民国家 (settler states) が建設された結果、植民国家やセトラーによる先住民の強制移住・同化・虐殺などが発生した⁵。これらの暴力や圧力はしばしば国家の法制度のもとで行われ、歴史記録を保管するシステムもまたセトラーの視点・価値観に基づいて構築されてきた。公的アーカイブズはしばしば「テキストの兵器庫としての役割を果たしてきた」。過去に起きた事柄に対する先住民の記憶・記録は周縁化され、先住民の「公文書館からの追放が、土地について起きたと同様に発生した」。しかし一方で先住民は、支配国家のシステムとは別に、伝統的な独自の記憶保存の文化を持っている。先住民とセトラー側権力との関係は未だ和解に至っておらず、和解のためには公的アーカイブズの脱植民地化が必要である。それは植民地化に関する社会的記憶をより「民主的」なものにすることであり、「人類の倫理的進歩にとって困難ではあるが不可欠のステップ」である。

続けて国連人権委員会報告書の以下の一文を参照した上で、同宣言は被抑圧の歴史もまた先住民の歴史として継承すべきとの立場をとる。

抑圧の歴史に関する民族の知識はその人々の遺産の一部であり、(中略) 国家による記憶の義務を実現する適切な基準に基づいて保存されなくてはならない。この基準は、集合的記憶を消滅から守ること、そしてとりわけ、修正主義的、否認主義的議論の伸長を防ぐことを目的とすべきである (Joinet1997: 5)。

負の歴史の証拠の消滅は、暴力や痛みの歴史そのものの否認へとつながり、さらに先住民の尊厳

2 全文は「タンダンヤ-アデレード宣言」(https://www.ica.org/sites/default/files/tandanya-aderedoxuan_yan_.pdf) を参照。

3 ICA HP (<https://www.ica.org/en/what-archive>) 最終閲覧日2021年8月17日

4 「タンダンヤ-アデレード宣言」日本語訳ではpublic archivesに公文書館、公的アーカイブ、公的アーカイブ施設など複数の訳語をあてている。

5 セトラーとは単なる移民 (migrants) ではなく、移住した土地で主権をとる者たちを指す (Veracini 2010: 3)。

を傷つける結果につながる。国家は先住民に対する抑圧に直接的・間接的に関わってきた当事者であり、負の歴史の記録を保存する義務と責任を負う。このような負の歴史の記憶継承が、先住民自身にとって痛みを伴う作業であるにもかかわらず重視されるのは、それがよりよい社会を築くための人類の義務として認識されているためだ。前文は以下のように締めくくられる。

我々の植民地の歴史を認めることは我々の義務であり、正義、尊厳及び敬意に立脚した人間社会を築くために不可欠である。それは、我々は我々が選択した記憶の結果であり、我々が選択した忘却の結果であると認めることである。

負の歴史の記憶を重視するのは、過去に固執するためではなく、加害者を糾弾するためでもなく、人類が進歩するためのステップと認識されているのである。

以上のようにアーカイブズ資料と歴史認識との関係を論じた上で、続く「主題および迅速な対応を行う責任」では、公的アーカイブズの脱植民地化に向けて、先住民的認識論の尊重・導入を提案する。

我々のアーカイブの原則を、先住民族の知識・方法によって脱植民地化すること、公文書の意味を先住民族的解釈へと開くこと、これらは精神性、エコロジー、先住民族の哲学といった新しい活力をヨーロッパ的伝統に基づくアーカイブの記憶にもたらす。それはまた、植民地的接触についての、公正で癒しをもたらす記憶の支えとなる。

以上のような改革によって、公的アーカイブズは、先住民とセトラーとの敬意ある接触・交渉・協働の場となることができる。「タンダンヤ宣言」は先住民資料を保管する世界中の公的アーカイブズが、先住民との協働をとおして植民国家で発生した負の歴史に向き合い、乗り越え、よりよい関係を築くための提言である。これが先住民アーキビストたちによって起草されたことを考えれば、同宣言は先住民の側からセトラーに向けた「和解」への申し出であるともいえる。

条文は1. 知の権威、2. 財産と所有権、3. 承認とアイデンティティ、4. 研究及びアクセス、5. 自己決定の五つの項目から成っている。

(2) 「タンダンヤ宣言」の特徴

先住民的認識論の尊重

「タンダンヤ宣言」は先住民に関わるアーカイブズ資料の管理に対する、先住民の関与の必要を訴えるものだが、その最大の特徴は、記録の管理・公開・利用・解釈など、あらゆる工程について、先住民の認識論の尊重と導入を主張している点である⁶。このような主張の前提として、先住民にとっての歴史は、先住民が継承してきた口頭伝承や物質資料などの非文字資料に基づいているという認識がある。

6 「タンダンヤ宣言」では先住民の認識枠組、世界観、哲学といった用語が用いられている。

先住民関係資料は大きく植民国家（政府・行政・研究者・入植者）側が生産した資料と、先住民が生産した資料から成る。先住民は父祖伝来の居住地域の植民地化を経て、現在の国家の統治下に入り、現在の国家の国民となった人々である。独立を果たした旧従属植民地の人々が、旧宗主国人の干渉を受けることなく、記憶すべき事柄や保存すべき資料を選択し、自らの価値と認識に基づいて歴史を叙述できるのに対し、先住民は今日に至るまで、日常生活から知識・情報・教育のあらゆる側面、あらゆるレベルにおいて、セトラ国家側の人々による公式・非公式の干渉を受け続けてきた。歴史叙述の基礎資料がセトラ側資料に偏り、かつ資料解釈がセトラ的基準に基づいて行われる限り、脱植民地化された先住民にとって公正な歴史が記述されることはない。したがって「タンダンヤ宣言」はアーカイブズの意味を「先住民的解釈に開く」ことを提案する。

文字資料だけでなく、口頭伝承やパフォーマンス、物質資料など多様な形態の非文字資料を媒体として世界観・哲学・知の体系を継承してきた先住民の知的権威と、非先住民を含む文書記録の専門家とが、敬意ある関係を築き、双方向的に意見を交わしながら資料が保存・管理される環境が構築されることを同宣言は求めている（1. 知の権威）。以上のような取り組みの前提として、伝承知識や文化表現など知的財産の所有権を先住民コミュニティが保持している必要も指摘されている（2. 財産と所有権）。

政治の現場としてのアーカイブズ資料

植民地主義下で国家・セトラ・研究者等によって生産された先住民に関する記録は、客観的で透明な事実を写す証拠というよりは、それそのものが植民国家と先住民の関係の産物であり、かつその取扱いによっては現在と将来の両者関係のあり方をも左右するものと認識されている。

記録の解説は、情報の作成者、コンテキスト、所有者の、動的で絶えず変化する関係に配慮せねばならない。植民地のアーカイブの歴史が示しているのは、証拠は静態的な事実ではなく、多様な生きた関係を生み出す基盤だということである。あらゆる関係と同様、それらは信頼と不信、誠実さとごまかしの両方に開かれている。脱植民地化されたアーカイブの記憶においては、アーカイブ資料に関する協働・参加型の解説表現を進めるなかで、植民地の記録の社会的起源が表現されなければならない（3. 承認とアイデンティティ）。

記録が生み出された政治社会的背景に誠実に向き合いつつ資料が取り扱われるなら、セトラと先住民との信頼関係が生まれるだろうし、不誠実なごまかしが行われれば相互不信を増幅させる。したがって、公的アーカイブズは先住民との協働のもとで、資料が植民地主義下で生産されたものであるという社会的起源を示すことが求められている。記録や資料収集が行われた状況や社会的背景が、先住民側の観点を含んだ形で開示されてはじめて、記録の適切な解釈と利用がなされ得るのだ。

アーカイブズ資料の政治社会的コンテキストの開示に次いで、資料へのアクセスについても先住

民コミュニティとの協働が求められる（4. 研究及びアクセス）。それは、アーカイブズ資料が国家の知識の源泉であり、政策・制度の決定、先住民に対する一般認識を左右するためである。

負の歴史の記録を先住民の遺産と位置づける

国家側資料には先住民に対する人権侵害の証拠が含まれてもいる。これらの位置づけと扱いについて、「タンダンヤ宣言」は、公的アーカイブズはこの種の資料を保存し、先住民に提供することができ、「そうすることで国家の植民地的権力と先住民コミュニティの間の新しい信頼関係を構築することができる（5. 自己決定）」と述べている。

この一文には、先住民が過去に経験した痛みを伴う負の歴史に対する、EGIMの姿勢が表れている。いかに過酷な事実であったとしても、何が起きたかを詳らかにすることによってしか、過去を乗り越え「新しい信頼関係」を構築することはできない。したがって、国家側と先住民側の双方が関与して、その資料を保存し、注意深く管理・利用する必要がある。この姿勢を、前文に引用された国連人権委員会報告書の一説、抑圧された人々にとって抑圧の歴史もまた継承すべき遺産の一部である、という主張とあわせ読めば、国・セトラ側は負の歴史の証拠を保存し、先住民に開示する責任を果たすことにより、そして先住民は負の歴史をも自らの歴史の一部として、それに向き合うことにより、セトラ-先住民間の負の歴史を乗り越えることができる、というのが「タンダンヤ宣言」の立場である。

2 アイヌ史にとっての「タンダンヤ宣言」の意義

(1) 資料管理の担い手

先に筆者はEGIMの一員としてサミットに参加した、と述べた。先述のとおり、EGIMメンバーは先住民でありかつアーキビストや司書として文書記録を扱う専門家からなっている。ただし筆者を除いて、である。筆者はアイヌ史研究に携わってはいるが和人セトラの子孫であり、アイヌではない。筆者がEGIMメンバーとなってしまったことそのものが、我が国のアイヌの現状の本質的問題を象徴している。

EGIMを立ち上げるにあたり、ICAは日本におけるICA会員である国立公文書館に、アイヌ研究の専門家の推薦を依頼した。当初、国立公文書館は日本北方史を専門とするアーキビストや日本史研究者にこの件について打診したが引き受け手がおらず、最終的に筆者に依頼が回ってきた。筆者としては、公文書の専門家ではないことと、先住民関係の国際会議では一般に先住民アイデンティティを持つ専門家が期待されていることなどを考慮し、辞退しようとしたが、候補者を探し疲れた国立公文書館の担当者に説得され、最終的に引き受けることとなった。

この一件には我国のアイヌ史研究の現状の大きな問題がふたつ含まれている。ひとつは日本と海

外の、先住民史研究に関する常識の途方もないギャップである。「タンダンヤ宣言」を読めばわかるとおり、ここでの主要な課題は日本の歴史研究者やアーキビストが想像するようなものではない。ICA が求めているアイヌ研究の「専門家」と、国立公文書館が想定した「専門家」の間にはかなりの距離がある。もし公文書や文献史学の専門家がこの仕事を受けていたとしたら、あまりの常識の違いに衝撃を受けたことだろう。そこにはとりもなおさず、先住民史研究という分野の日本における未確立という課題がある。

もうひとつは、このような需要が生じたときに、公文書や歴史学など文献資料を扱う分野の専門家として国際会議に派遣し得るアイヌが育成されていないという現実である。ICA 会員の多くは各国の公文書館であり、公文書館が扱うのは一義的には公文書をはじめとする文書記録なので、国立公文書館が当初、アーキビストや日本史研究者を EGIM に推薦しようと考えたのは仕方のないことである。「タンダンヤ宣言」の新しさは、先住民であるアーキビストたちが、先住民に関わる歴史記録の概念とその保存管理に関する常識に異議を唱え、アーカイブズの脱植民地化を提唱した点にある。先住民であるだけでなく、アーキビストという立場にあるからこそ、公的アーカイブズが近代知の「兵器庫」であり、それをコントロールすることなしに先住民にとって安全な社会は築けないこと、セトラー及び国家との歴史問題の克服もなし得ないという認識に至り得るのである。

「タンダンヤ宣言」は、先住民の伝統的な知の体系や認識論の尊重を提唱し、そのような知の保持者である先住民の伝承者や文化実践者との協働の必要を述べている。しかし、宣言の起草者である EGIM が先住民でありかつ文書管理の専門家集団であることを考えれば、読み取るべき文脈は、セトラーの学術的専門家と先住民の文化実践者の協働があるだけでは不十分だという点だろう。記録管理・学術研究と伝統的知識が、それぞれセトラーと先住民の間で分業されているような状況はそもそも前提とされていない。先住民かつ公文書を含む広範な先住民資料の専門家の存在が前提となっていることを見逃してはいけない。

以上の他に「タンダンヤ宣言」の前提と日本の現状が大きく乖離している点がもうひとつある。それは先住民コミュニティの存在・あり方である。同宣言が提唱しているのは主に「先住民コミュニティ」と先住民資料を保存する公的アーカイブズとの関係についてなのである。伝承者や文化実践者は単に先住民アイデンティティを持っているというだけでなく、「先住民コミュニティの権威」という立場において知的財産を管理する資格を有するのである。これは UNDRIP における集団的権利としての先住権と同様の考え方に基づいている。これに対し現行のアイヌ政策は、アイヌには今日、権利主体としての集団組織は存在していないとの認識に立ち、UNDRIP 的な先住権の考え方を採用していない（常本 2011：44-46、同 2016：88-90）。とすれば、同じ論理でアイヌに関しては「タンダンヤ宣言」を適用することもできない、ということになるのだろうか。この点については多少迂遠にはなるが以下で検討したい。

(2) 植民地下のアイヌ政策

「タンダンヤ宣言」が公的アーカイブズの脱植民地化を目指す理由のひとつは、そこに保存される資料が歴史認識を左右し、さらにはその上に立つ社会のあり方、先住民・セトラー関係を左右し、先住民政策の根拠になるためである⁷。

旧土人保護法（1899年）、アイヌ文化振興法（1997年）、アイヌ施策推進法（2019年）と、我が国のアイヌ政策もまた、その時々々の歴史認識を根拠に設計されてきたが、その根拠であるアイヌ史研究は脱植民地化されているといえるだろうか。同宣言のいう脱植民地化の指標に照らせば、アイヌ史研究において口頭伝承資料の利活用はなかなか進まず、和人とアイヌの認識論の相違を問題化する議論はほとんど定着していない⁸。アイヌ・アイデンティティを持つアイヌ史の専門家は、おそらく現在もこれまでもほとんど存在していないのではないだろうか。記録や資料収集が行われた社会的コンテクストへの配慮の欠如もしばしばみられる⁹。アイヌ史研究は、人材的にも、資料的にも、認識論的にも圧倒的に不均衡な状態にある。つまり我々の歴史認識は、いまだ植民地下のそれである。だとすれば、そのような歴史認識の上にたつアイヌ政策もまた、依然として植民地下の先住民政策ということになる。

2019年に施行されたアイヌ施策推進法は「広義の文化」政策といえるが、その背景には、北海道の日本領化以降にアイヌが被った最大の喪失は旧土人保護法を含む同化政策による「広義の文化」であるという歴史認識と、先述したように現在アイヌには権利主体としてのコミュニティが存在しないという現状認識がある。しかし、「タンダンヤ宣言」の問題提起に照らせば、上記のような結論を導き出した歴史認識そのものが、先住民的認識論に照らし、妥当かどうかという問いがまず生まれる。

現在のアイヌ政策を基礎づける「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」の歴史認識は2000年代までのアイヌ史研究の成果をまとめたものであり、極めてオーソドックスな叙述である。したがって、ここには有識者懇にとどまらず、従来のアイヌ史一般に共通する問題がある。これまで、アイヌ政策はほぼ同化政策や人権・差別問題として記述されてきた。強制移住や土地・資源の権利に関する問題も人権・差別問題として論じられる傾向にある。アイヌに関するあらゆるこ

7 「タンダンヤ宣言」4. 研究及びアクセス、4 (b)。

8 坂田2011、2017は、この問題に関する問題提起を行っている。

9 例えば2010年代以降、社会問題となったアイヌ遺骨問題について、北海道大学は遺骨収集の経緯に違法性はなかったと結論づけ（北海道大学2013・2018）、遺族やアイヌ諸団体への謝罪を行っていない（『北海道新聞』2019.11.16）。しかし「タンダンヤ宣言」前文にあるとおり、移住植民地における先住民への人権侵害は国家の法制度のもとで合法的に行われてきたのであり、今日において問われるべきは、当時の法制度においてではなく、人道に照らして妥当かどうかである。問われるのは法的責任の有無というよりは、今を生きる者としての良心である。法制度は時代の制約を受ける。罪刑法定主義をとる近代刑法においては、法律が成立した時点で想定できない罪を裁く法律は存在し得ないという限界を、社会のどこかのレベルで受け止め、補う必要がある。刑法の想定を超えた罪については、ヤスパースの罪の四分（刑法上の罪、政治上の罪、道徳上の罪、形而上学的な罪）のような考え方も必要だろう。ヤスパースの議論については（仲正2005：35-44）。

とが同化と差別というテーマに回収されてしまうことによって、見えにくくなる事実がある。それは同化政策が、より大きな政策意図のどの部分に配置されていたか、という点である。

アイヌは北米などの先住民と異なり、日本への編入早々国民に編入された。北米やオセアニアの先住民が、移住植民地化以降も支配国家の国民とみなされず、結果としてコミュニティを維持し続けたのに対し、アイヌは早々に戸籍編入が進められ、日本国民として登録されていた。先住民コミュニティの存続は、国民編入の有無と大きな関りがある¹⁰。先住民を排除して国家建設を行った西洋の植民国家と異なり、日本が先住民を国民と位置づけたことは事実で、先住民の土地を領有しながら、国民と認めないよりは人道的だという見方もあり得る。そのため国民編入については、それが一面的に行われた点が問題視されることはあっても、その是非が問われることはあまりない。一方、アイヌの国民化の過程は、アイヌ固有の文化を否定する同化政策のもとで進行していったため、同化政策こそが、アイヌにとってのその後の不利益の源泉とみなされるようになった。

しかしながら、ここには二点、再検討の必要な点がある。ひとつは、近代における文化変容は、アイヌに限らず非西洋社会が経験したグローバルな現象であり、また主体的変化の側面もあるという点である。アイヌの近代における生活文化の変化すべてを同化政策の結果とみなすことはできない。このように考えると、国家の政策によって喪失し、回復されるべき文化とは何を指しているのかは、自明のことではない。

もうひとつはより本質的な問題である。日本は欧米の植民国家と異なり、先住民を国民として処遇したが、それは世帯単位の戸籍登録という形で行われたのであり、換言すれば先住民をコミュニティとして把握しないという政策であったという点である。明治期の同化主義的法令は戸籍関連法として発せられており、同化政策は戸籍編製という大きなコンテキストの一部なのである¹¹。戸籍編製とは「元祖日本人」創出事業であり、本来の目的は260もの領国に分割支配されていた近世日本人を、領国の民という属性から切り離し、単一の国家の国民として把握しなおすことであった。国民化とは、それ以前の属性を否定し、統治の対象を世帯単位で国家が把握しなおす事業であったのだ（遠藤2013）。その原理が、近世日本のメンバーではなかったアイヌにも適用されたのであり、アイヌの日本国民化の本質は集団としてのアイヌの否定であったといえるのである。

北海道の移住植民地化政策は、より直接的・物理的にコミュニティを破壊した。和人入植地を確保するために行われたアイヌ集落の整理統合（強制移住）の末、集落が離散し、開発や狩猟漁撈規

10 各国の先住民の法的地位については『外国の立法』32-2・3（1993年）を参照。

11 耳環・入墨等固有の風俗を禁止した開拓使達は戸籍関係の布令として位置づけられている（『開拓使事業報告 附録 布令類聚』上、大蔵省、1885年）。編籍開始当初、アイヌに関する政府としての明確な方針はなく、開拓使札幌本庁や函館支庁の判断で編籍を行っていたらしい。1872～1873年頃、札幌本庁がアイヌの編籍を行った際には「旧慣を脱し帰化に赴農漁を以て生營を相立候者は平民同様に編入し（中略）依然として不相改者は其任に致置」いたとしている。（『戸籍調査ノ際、北海道土人ヲ平民ニ編纂ノ旨布達ノ件』1876年1月22日、北海道立文書館、請求番号：簿書/5818、件番号124）。すなわち旧慣を脱しているか否かを登録の基準としていた。その後、すべてのアイヌを戸籍登録するにあたり、日本人らしからぬ風俗の解消が目指されたものと考えられる。

制により生活手段を失い流浪する者も多かった。このような「ディアスポラ」が各地で発生していたことは、高倉（1966）、加藤（1980）、小川（1997：第一章）などが記述している。

アイヌのコミュニティは自然消滅したのではなく、政策の結果解体されたのである。同化政策はコミュニティ解体の手段であり、回復されるべきより大きな喪失は共同体の方なのではないだろうか。このようにみると個人を単位とする現在のアイヌ政策は、明治以来の伝統的なアイヌ政策の延長上にある。

(3) セトラー史観とアイヌ口頭伝承的歴史観

文化は復興の対象とされ、コミュニティの喪失は回復されるべき失われた利益とみなされない背景のひとつには政治的な事情が考えられるが、それも含めて、日本人の（アイヌ）コミュニティ概念が極めて固定的、静態的かつ和人的であるためでもある。アイヌのコミュニティは衰退し、離散したという歴史認識、現在アイヌ・コミュニティは存在しないという断定的な現状認識は、アイヌ口頭伝承の認識論を参照すると極めて和人的であることがわかる。

アイヌ散文説話は主人公の子孫繁栄を述べて終わることが多く、血筋が末永く続くことに重きが置かれている。代々同じ場所で子孫繁栄する物語が一般的であり、それが最も望ましい形であることは言うまでもない。しかしながら、アイヌの長い歴史のなかで、必ずしも常に望ましい形で村が維持され続けた訳ではないだろう。アイヌ散文説話には滅亡した村が唯一の生き残りによって再生されるという型の物語が多数ある。このタイプの物語にはいくつかのヴァリエーションがあり、生き残った主人公が別の村の村長になる¹²、別の村で生き延びる¹³というパターンや、唯一の生き残りの娘が和人の村で和人と結婚し、その息子が帰還して村を再興するという物語もある¹⁴。村の再興は必ずしも元村人の子孫の再集結を意味するものではない¹⁵。

滅亡・再生の物語が数多く残っていること、多様な再生の形を伝承者たちが語り／書き残したことに深い感慨を覚える。古いコミュニティが滅び、異なる場所に移動し、来歴の異なる人々と新しいコミュニティを形成することも「村の再生」なのである。アイヌが危機を乗り越えて生き延び、血筋をつなぐためには複数の道があるのだ。必ずしもももとの血縁集団、地縁集団でなければい

-
- 12 黒川トヨ「痲瘡神の末娘に助けられたオタスツ村の少年の話」（北海道教育庁生涯学習部文化課2000：187-224）。
 - 13 上田トシ「夜襲に滅ぼされた村の孤児姉弟の話」（アイヌ民族博物館1997：49-57）。金成アシリロ口伝、金成マツ筆録（1932年）「tokapci un wenpuri kor umurek」知里真志保遺稿ノート、北海道立図書館蔵マイクロフィルム複写資料、ア92-c-13。
 - 14 金成マツ筆録「husko ne kamuy tono peray kusu kim ta oman awa sitturaynu」知里真志保遺稿ノート、北海道立図書館蔵マイクロフィルム複写資料、ア92-c-34。
 - 15 外部から来た人々が定住して次第に村が大きくなる（川上松子「鷲神に育てられた少年」1980年採録、アイヌ無形文化伝承保存会1983。金成マツ「牡鹿を私の姉は夫にした」1932年筆録、北海道教育庁生涯学習部文化課1996）、親族の村から村人を分けてもらう（平目カレビア「痲瘡神に助けられた少年」1936年筆録、久保寺逸彦1971）などの形がある。

けないものではない。このような発想を応用すれば現代社会に適した「再生」のあり方、コミュニティのあり方を生み出すことも選択肢のひとつとしてある¹⁶。

明治期、内陸部開発や和人の入植のために、度重なる集落移転を余儀なくされた末、離散した石狩川中流域のアイヌについて、砂沢クラ（1983：192）は「伏古コタンはなくなりましたが、ここで生まれ、育ったオタスツウンクルの子孫たちは、いまも北海道のあちこちで健在です」と述べて、子孫のその後を紹介している¹⁷。コタンの喪失だけでなく血筋の存続を語る叙述の視野は極めてアイヌ口頭伝承的である。

アイヌ口頭伝承のレンズを通して近代アイヌの動向をみれば、強制移住により集落を転々と移した末に地域共同体が離散した後も、アイヌの血筋が続いていることの方に視点が移動する。親戚を頼り、仕事を求め、差別を避けて移動した先でアイヌが新たな社会を形成していることに目が留まる。確かにそれは不安定で弱々しくみえることもあるだろう。しかし、それが歴史の過程であり、この先も物語は続くという観点があれば、「存在しない」という断定ではなく、今後の成長の可能性の方に視点が向く。

アイヌ散文説話には、滅びから始まり¹⁸、再生で終わる物語が多数ある。滅びが結末ではなく始まりであるのは、アイヌ社会が、すべての生きものがそうであるように、滅びと再生を繰り返しながら存続してきたという世界観を示しているのではないか。このような観点からみれば、コタンの解体・離散で終わるアイヌ史は、極めて和人的な物語であるだけでなく、和人セトラーにとって都合のよい物語であることにも気づく。

以上のように、アイヌ口頭伝承の認識枠組みを参照することで、我々は初めてセトラー史観というものに気づくことができる。何を始点とし、何を終点とするか、換言すれば出来事をどのように切り取り、認識するか、どのように物語るか、複数ある流れのうち、どのストーリーラインを主とするか、といった選択は、歴史学研究の重要な仕事であるとともに、研究者が属する社会・文化の認識論に強く影響される。セトラー史観を克服し、先住民史としてアイヌ史を構築することは、今後のアイヌ政策の成長にとっても不可欠である。

16 近現代アイヌのコミュニティの再生についてはシドル（2021）も参照。シドルは伝統的地域共同体が崩壊したのちに生成した、地域を超えた政治共同体をコミュニティの再生として論じている。

17 石狩川中流域は北海道の内陸部開拓の拠点として最初の集治監が設置された地域であり、最初の殖民地区画が行われた地域でもある。殖民地設定に伴い、現在の浦臼町から深川市にまたがる地域の複数のアイヌ集落は、ウシスベツ給与予定地（現在の新十津川町）への移転・集住を促された。給与予定地を割り振られたアイヌのすべてがウシスベツへ移住したわけではないらしく、一部は明治20年代のうちに雨竜伏古へ移住した。雨竜伏古の集落は昭和4-5年に蜂須賀農場に退去を命じられ、新十津川ワッカウエンベツや旭川へと離散した。ワッカウエンベツの集落も1971-1972年頃消滅した（小林1966：79-92、石狩川中流域文化研究会編1999、滝川市史編さん委員会1962・1981、たきかわ歴史地図研究会2005、平田1960・1966・1974）。

18 アイヌ散文説話には孤児が主人公の物語が多いが、その多くは両親の村の滅亡を背景としている。

おわりに

「タンダンヤ-アデレード宣言」は公的アーカイブズに対し、先住民の認識論の尊重、植民地主義の自覚と反省にたつて行動を起こすこと、先住民との双方向的関係の構築を求めている。

公的アーカイブズや研究者と先住民の文化実践者との協働は当然必要とされる。しかしそれだけでは不十分である。「タンダンヤ宣言」を起草したのは先住民アーキビストたちである。日本の現状はこの点で、遠く及んでいない。アイヌ・アイデンティティを持つアーキビストや歴史研究者など文献研究の専門家の育成は不可欠である。文化実践はアイヌ、研究は和人、もしくは言語文化研究はアイヌ、歴史学は和人、というような属性による分業が行われている限り、アイヌに関するアーカイブズの脱植民地化は達成されない。

記録の管理者としてのコミュニティの再生という課題もある。学術専門家、文化実践者の育成は必要である。しかし、そのような専門家としての個人だけでは背負いきれない事案もあるはずである。アイヌが何らかの形でコミュニティの再生を目指すなら、セトラーや国家はかつて損害を与えたものとして支援する責務がある。

「タンダンヤ宣言」はアーカイブズ資料に基づいて研究を行う歴史学にも大きなインパクトを与えるだろう。同宣言の基準に照らし、先住民史にとっての資料の概念と解釈基準を先住民的認識論に開くことによって初めて、セトラー史観の問題が認識される。セトラー史観を克服した公正なアイヌ史は、単に学問や教養として必要とされるに留まらない。先住民政策は歴史認識に基づいて設計される。政府による先住民政策を是とする民意も歴史認識によって形成される。何より、アイヌがアイヌの将来をどのように創造するかは、アイヌが自らの歴史をどう認識するかにかかっている。「タンダンヤ宣言」のいうとおり「我々は我々が選択した記憶の結果であり、我々が選択した忘却の結果」なのである。

参考文献

- アイヌ民族博物館（1997）『上田トシのウエベケレ』白老：アイヌ民族博物館。
- アイヌ無形文化伝承保存会（1983）『アイヌの民話』札幌：アイヌ無形文化伝承保存会。
- 石狩川中流域文化研究会編（1999）『石狩川中流域の生活文化史』滝川：石狩川中流域文化研究会。
- 遠藤正敬（2013）『戸籍と国籍の近現代史：民族・血統・日本人』東京：明石書店。
- 小川正人（1997）『近代アイヌ教育制度史研究』札幌：北海道大学図書館刊行会。
- 加藤規子（1980）「北海道三県一局時代の対アイヌ政策とその実状」『北大史学』20：14-26。
- 久保寺逸彦（1971）『アイヌの昔話』東京：三弥井書店。
- 小林宏吉編（1966）『新十津川町史』新十津川：新十津川町役場。
- 坂田美奈子（2011）『アイヌ口承文学の認識論：歴史の方法としてのアイヌ散文説話』東京：御茶の水書房。
- （2017）「アイヌ口承文学におけるウイマム概念」『歴史学研究』958：14-26、46。

- シドル、リチャード (2021) 『アイヌ通史：「蝦夷」から「先住民族」へ』東京：岩波書店。
- 砂沢クラ (1983) 『ク スクップ オルシベ 私の一代の話』北海道新聞社。
- 高倉新一郎 (1966) 「アイヌ部落の変遷」『アイヌ研究』札幌：北海道大学生生活協同組合：129-162。
- 滝川市史編さん委員会 (1962) 『滝川市史』滝川：滝川市。
- (1981) 『滝川市史』上、滝川：滝川市。
- たきかわ歴史地図研究会 (2005) 「古地図にみる西蝦夷地のアイヌ語地名」アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌ関連総合研究等助成事業報告』5。
- 竹ヶ原幸朗 (2010) 『近代北海道史をとらえなおす』東京：社会評論社。
- 常本照樹 (2011) 『アイヌ民族と教育政策：新しいアイヌ政策の流れの中で』札幌：札幌大学附属総合研究所。
- (2016) 「憲法はアイヌ民族について何を語っているか：個人の尊重と先住民族」松井茂記編『スターバックスでラテを飲みながら憲法を考える』有斐閣。
- 仲正昌樹 (2005) 『日本とドイツ 二つの戦後思想』東京：光文社。
- 平田角平 (1960) 『空知アイヌの動向をさぐる 序章』私家版。
- (1966) 『空知アイヌの動向をさぐる 第2集』私家版。
- (1973) 「新十津川におけるアイヌ給与地について」『北海道の文化』26：10-16。
- 北海道教育庁生涯学習部文化課編 (1996) 『トウイタク (昔語り)』1、札幌：北海道文化財保護協会。
- (2000) 『トウイタク (昔語り)』3、札幌：北海道文化財保護協会。
- 北海道大学 (2013) 『北海道大学医学部アイヌ人骨収集経緯に関する調査報告書』札幌：北海道大学。
- (2018) 『北海道大学医学部アイヌ人骨収集経緯に関する調査報告書 (追録)』札幌：北海道大学。
- Joinet, Louise (1997) The administration of justice and the human rights of detainees: Question of the impunity of perpetrators of human rights violations (civil and political) , Commission on human rights: Sub-Commission on prevention of discrimination and protection of minorities, United Nations Economic and Social Council, 49th session, E/CN.4/Sub.2/1997/20/Rev.1, 2 October 1997.
- Veracini, Lorenzo (2010) *Settler colonialism: A theoretical overview*. Palgrave Macmillan.

(2021年9月25日受付)